

平成 29 年度 第 1 回 高知市障害者計画等推進協議会

日時：平成 29 年 6 月 6 日（火）18 時 30 分～20 時 30 分

場所：総合あんしんセンター 3 階 大会議室

開会

（司会）

ただいまから、平成 29 年度第 1 回高知市障害者計画等推進協議会を開催いたします。

本日は皆様、ご多用中のところ、協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日、司会を務めさせていただきます障がい福祉課課長補佐の入木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、高知市健康福祉部長の村岡よりご挨拶を申し上げます。

（事務局 健康福祉部長 村岡）

皆さん、こんばんは。委員の皆様におかれましては、平成 29 年度第 1 回障害者計画等推進協議会にご参集いただきましてありがとうございます。第 1 回目の今年度初めての会議でございますが、今期がちょうど現在の計画の最終年度、そして次期の平成 30 年度からの新たな 3 年間の計画を策定するという年になってまいります。

振り返ってみますと、平成 23 年の障害者基本法の改正であったり、平成 24 年には障害者総合支援法の成立、そして、障害者虐待防止法の施行であったり、平成 25 年には障害者差別解消法も成立をいたしました。そして、昨年には障害者総合支援法の改正、児童福祉法の改正ということで、この間、障害福祉施策をめぐる状況も大きく変化をしてきております。

そういう中で来年度に向けた計画策定をしているということですが、障害者の計画につきましては国で示される基本的な指針に基づきまして、具体的な施策を検討していくということになってまいりますけれど、後ほど詳しく申し上げますが、基本的な柱として地域における生活の維持と継続をしようということと、精神障害者の地域包括ケアシステムの構築であったり、就労の定着支援、そして障害児のサービス提供体制の計画的な構築というところも盛り込まれております。

新たな 30 年度からの計画につきましては、これまでの本市の計画の中には障害児の問題も計画的に盛り込んでおりますけれど、障害児の計画として新たに位置付けるということも決められていますので、そういった分野についてもご議論をいただく必要があるかなというふうに考えています。

また、障害者発達支援の一層の充実という問題と、国が現在進めております、我が事・丸ごとということで厚生労働省のほうでは、推進をしておりますが、それぞれの課題について我が事のように捉えて、それぞれ障害や高齢者、また子供の問題、様々な複合的な課

題を抱える方々の問題をそれぞれ縦割りで考えるのではなく、丸ごと受け止めて解決を図っていく、地域共生社会ということが位置付けられています。地域共生社会といった場合に、どういった社会なのかということになりますけれど、本市の障害計画の中でも全ての人が共生できる地域社会の実現のためにということを基本方針にも掲げておまして、これまでの本市の計画の中でも地域共生社会ということは位置付けられているところがございます。この地域共生社会の位置付けとしては、やっぱり一人一人の方々が広く社会に参加をして、そして社会の中で活動していくことを、それぞれ周りの方々が支援をしながらお互いに活動ができる、そういう支援の仕組みで社会は成り立っていくということではないだろうかというふうに考えておまして、今後の次期計画の協議の中で、地域共生社会に向けた課題という点についても、広く委員の皆様それぞれの皆様のご専門の立場から課題についてご議論をいただきながら、しっかりと位置付けていく必要があるのではないかと考えているところがございます。障害の問題といっても本当に障害の種別も多種多様でございますし、それぞれ抱えている課題も多様でございますので、それぞれの分野から、専門的なお立場で忌憚のないご意見を頂ければと考えています。

今日はこれまでの現計画の状況であったり、また、次期計画に向けた基本的な方向性等についてお示しをさせていただきますので、活発なご議論いただきますようお願いをして開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

(司会)

それでは、最初に本日使用します資料の確認をさせていただきます。まず、事前に郵送でお送りさせていただいております資料ですが、平成29年度第1回と書いてます1枚物の本日の日程を書いてます、協議会の次第。それから、同じく29年度第1回と書かれてある協議会資料と書いてホッチキス留めしてあるものが1部。それから横向きになって右上のほうに資料1と書いてあるもの、現計画の取組状況というタイトルのものが1部。それから、資料2としまして、第5期障害福祉計画に係る基本指針について、が1部。それから、資料3として、今度は縦になりますが、高知市障害者計画・障害福祉計画(27年～29年度)の総括一覧と書いたものが1部。それから、資料4の障害者(身体・知的)を対象とするアンケート調査と、資料5、障害児を対象とするアンケート調査のものが事前にお送りしたものです。それと、本日、机に置いてます資料として、当日資料で1枚物がそれぞれ2部あります。1つは「地域共生社会」の実現に向けて(概要)と書かれてある横長の資料と、もう一つは縦の当日資料2、リカバリーについての2つの見解という題の資料になっています。ちょっとたくさんありますけれども、資料のほうはおそろいでしょうか。そろってないよという方は挙手をお願いします。事務局のほうがお伺いに参ります。

皆さん、おそろいでしょうか。

続きまして、各委員の皆様についてのご紹介をさせていただきます。

お手元の平成29年度第1回高知市障害者計画等推進協議会資料の1ページをお開きくだ

さい。この1ページに委員の皆様の名簿を掲載しておりますので、今回は掲載してる資料でございいただくということで、ご紹介させていただきます。今年度は委員委嘱2年目に当たりますので、ほとんどの委員さんについては昨年に引き続きご就任いただいております。また、1人、今回委員の交代がございましたので、名簿でいいますと14番目の矢野川先生が今回新しい委員となられましたので、今回初めてのご出席ということで矢野川委員様に自己紹介をお願いいたします。

(矢野川委員)

はい。どちらでいきましょう。高知大学附属特別支援学校の進路担当をしております矢野川と申します。よろしくお願いいたします。

私、平成18年度から22年度まで進路担当をしております、今年度再登板というか、2回目の進路担当をさせていただくこととなりました。本当に微力ではありますが、できる限り。私たちの学校は知的障害を主な対象とした学校でありますけれど、そういった枠にとらわれず、少しでも高知市、高知県のいろいろな福祉に携わるところで発展、その意思を唱えてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(司会)

矢野川委員、どうもありがとうございました。なお、名簿の3番目に記載されてます澁谷委員につきましては、本日ご欠席という連絡を頂いております。それからその一つ上の2番目、川村委員につきましてはちょっと会に遅れて参加されるということでご連絡を頂いておりますので、ご報告いたします。

続きまして、事務局側の高知市のほうの職員の紹介をします。ちょっと人数が多いので、副部長級以上の職員を紹介させていただきます。

まず、健康福祉部長の村岡晃です。

(事務局 健康福祉部長 村岡)

村岡です。よろしくお願いいたします。

(司会)

健康推進担当理事、保健所長の堀川俊一です。

(事務局 健康推進担当理事・保健所長 堀川)

堀川です。よろしくお願いいたします。

(司会)

健康福祉部副部長の田中弘訓です。

(事務局 健康福祉部副部長 田中)
田中と申します。よろしくお願いいたします。

(司会)
福祉事務所長の中村仰です。

(事務局 福祉事務所長 中村)
中村です。よろしくお願いいたします。

(司会)
続いて部が変わりまして、こども未来部長の山川瑞代です。

(事務局 こども未来部長 山川)
山川でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)
こども未来部副部長の山崎英隆です。

(事務局 こども未来部副部長 山崎)
山崎と申します。よろしくお願いいたします。

(司会)
以上が高知市からの職員の紹介でございます。

ここで、今回の推進協議会の開催趣旨を説明させていただきます。資料の2ページをごらんください。今回の協議会は、高知市障害者計画及び高知市障害福祉計画の推進に当たり、高知市障害者計画等推進協議会条例第2条の項目のうち、第1号の計画の策定に関する事、第2号の計画に基づく諸施策の推進に関する事、第3号の計画の推進の方策に関する事、第4号の計画の見直しに関する事、第5号、障害者計画と障害福祉計画との調和に関する事、第6号のその他障害者計画及び障害福祉計画の推進に関する事の規定に基づく協議をしていただくために開催するものです。

その次のページ、4ページをごらんください。こちらには計画推進のために今回、計画の重点施策を記載しております。この重点施策についての関連する資料というのが右上に資料3と書いてある、高知市障害者計画・障害福祉計画（平成27～29年度）の総括一覧というものになります。実績報告についてはまた、この後で報告いたします。また、本日の協議会は、まず現計画に関する内容の報告を先にさせていただきます。次に、次期計画に

関する内容のご説明をさせていただく予定としております。なお、資料4、5につきましては昨年度の協議会でご提示させていただいて、委員の皆様が議論いただいた、障害者、障害児を対象とするアンケート調査の調査票等の資料でございます。既にアンケートは今年度実施しておりまして、現在集計中でございますので、時間の都合上、こちらの資料4、5については配付のみとさせていただきますのでご了承願います。

なお、この推進協議会は情報公開の対象となっておりますので、議事録を作成する関係上、ご発言の際には、まずお名前をおっしゃっていただき、その後マイクを通してのご発言をお願いいたします。

それでは議事に入ります前に、議事の最初ということですが、事務局より本日お配りしました当日資料の1つであります地域共生社会についての説明を簡単にさせていただきます。

お手元の当日資料をお開けください。この資料は今年の2月に厚生労働省の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が発表した資料でございます。これまでの国の、先ほど部長が申しましたように、子育て、介護、高齢、障害など各分野における課題というのは分野ごとに作った制度によって支援をしまっていました。ところが、昨今こうした1つの制度、単体の制度だけではご支援が難しいという複合的な課題を抱える状況ですね。例えば子育てと介護、両方、ダブルケアの問題、それから高齢者の方が病気になり、なおかつ、身寄りがなくて認知症になったというふうな複合的な課題を抱える案件が増えてきて、様々な問題が増えてきたという状況になったと。それで、これまでの縦割りから丸ごと、包括的に対応することの重要性が説かれました。また、支える側、受ける側という、どちらか一方の側に立つのではなくて、地域住民や地域の多様な主体が、様々な課題に対して、我が事、自分のこととして参画することで支え手側にもなるし、受け手側にもなるという、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人が生きがいを持って暮らせる地域を共に創っていく社会。その社会のことを地域共生社会と国は呼んでおりますが、その社会の実現を目指していこうというふうに考えたものでございます。

この改革の骨格として資料の中段に書かれていますように、地域共生社会の実現を目指すために4つの柱というのを設けてます。左上から地域課題の解決力の強化、それから右に行きまして地域を基盤とする包括的支援の強化、左下に行って、地域丸ごとのつながりの強化、最後に専門人材の機能強化・最大活用となっております。それぞれの改革はそれを実現するための施策が複数掲げられておりまして、これが同時に進行していくということが大事であると。

そのうち、29年度から順次、制度改正、強化をしていくというふうにご説明がありまして、障害施策に関する項目としては、市町村による包括支援体制の制度化やそれから介護保険と障害福祉の両制度において共生型サービスというものを創設するということが挙げられています。共生型サービスというのは、高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための新しいサービス類型として新設されるもので、今の

ところホームヘルプサービス、それからデイサービス、ショートステイの3種類のサービスを中心に創設することが想定されてます。運営の基準でありますとか報酬体系とかっていうのは、詳細のことはこれからということで順次、国が示していくということでございますので、今のところこれ以上の詳しいことは分かっておりませんが、今後、計画に関連する通知等が示されましたら、順次、この協議会の中でご報告させていただきますのでよろしく申し上げます。この地域共生社会の実現という取組は国の第5期障害福祉計画の見直し項目の1つとして、既に含まれております。ですから、委員の皆様におかれましては、こうした国の方向を踏まえての高知市の次期計画の策定であるということを念頭に置いてご協議いただければ幸いです。

簡単ではございますが、事務局からの当日資料の説明は以上でございます。

それでは、ここからは鈴木会長に進行をお願いしたいと思います。鈴木会長よろしくお願いたします。

(鈴木会長)

それでは皆さん、こんばんは。大変お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、平成29年度第1回障害者計画等推進協議会を開催したいと思いますが、最初ご紹介いただいた地域共生社会の話聞いて、既に大分皆さんおなかが一杯になったのではないかと思いますけれども、これをどう考えていくか、また、これをどう計画と結び付けていくかというときに、なかなか壮大な話だなと思いながら聞いておりました。

それでは早速ではございますが、議題に入りたいと思います。まず、議題の1として現計画の追記事項、精神保健についてと、それから現計画の取組状況ですね。重点施策の実施と課題等ということをもとめてご報告いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(事務局 健康増進課 深木)

健康増進課の深木です。よろしく申し上げます。座って話させていただきます。

今日は、精神分野で今年度からの新規事業としまして国の補助を受けるために現計画に追加をしたい事業が1つありますので説明をさせていただきます。障害者計画、26ページ、今日の資料で見ますと6ページになります。下のほうに精神科病院からの退院に向けた支援という資料をごらんください。このページの下のほうになりますが、事業等のところに精神障害者地域移行促進事業という事業の追加をお願いしたいと思います。

それから、もう1カ所ですが、資料のほうに事業について7ページになります。こちらのほうですが、現計画の後半部分になります障害福祉計画の一部ですが、そちらにも真ん中の囲んであるところがありますが、この部分の追加をお願いします。事業名は、相談支援事業所等における退院支援体制確保というのが国の事業名で、精神障害者地域移行促進事業が高知市の事業名となります。事業の内容といたしましては7ページにあります囲み

部分にあるように、精神障害者の地域移行を促進するために、一般相談支援事業所に職員以外に地域移行専任の相談員を新たに配置するという事業です。昨年高知市が養成しましたピアサポーターと協働しまして、地域移行を進めていくことを条件としています。今年度は、一般相談支援事業所1カ所に委託する予定で、現在準備中です。本来、地域移行は個別給付費で賄われるものですので期間限定の事業としています。今回、追加記載を了承していただきましたら、改訂しました計画書を市のホームページに掲載をします。よろしくお願いいたします。

私のほうからは以上です。

(事務局 障がい福祉課 上甲)

障がい福祉課の上甲と申します。よろしくお願いいたします。座って失礼します。

私のほうからは、この資料1の現計画の取組状況のほうの2番の生活支援の充実と、3の多様な雇用と就労の促進についてご報告いたします。

まず、資料2ページのほうになります。重点施策の2-1、相談・ケアマネジメント体制の充実については、平成27年度から市内東西南北の各圏域に障害者相談センターを設置し、必須化されたサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を推進してきました。新たな相談支援体制の構築と併せ、制度の周知に務めています。平成28年度からは相談支援検討会を立ち上げ、ケアマネジメント力の向上について検討し、自立支援協議会の場では基幹相談支援センターの役割、機能の検討を行い、設置方針等について協議しています。

次の3ページに行きます。この表は計画作成率・事業所数の推移を表したものです。全ての障害のある人や子供へのサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を推進し、指定特定相談支援事業所は31カ所、指定障害児相談支援事業所は21カ所と増加してきております。計画作成率は平成29年3月末で、サービス等利用計画が2,365名の方が作成済みで、作成率は84.5%、障害児支援利用計画は699名の方が作成済みで作成率は100%、障害者計画の目標値どおりに推移しており、達成できております。

次の4ページに行きます。障害者相談センターは、平成27年度から市内4カ所に設置しています。そこに寄せられる相談支援内容は平成27年、28年も福祉サービスの利用等に関わる支援が最も多くなっていますが、平成28年度はそれ以外の項目についても相談件数が軒並み増加しており、障害者相談センターの職員が、福祉サービスの利用に関わる支援だけでなく幅広い内容について支援していることが分かります。様々な相談内容に対応できるよう、相談支援に関わる従事者を対象とした研修や、事例検討を通じて人材育成やネットワークの構築に努めてきました。平成28年10月からは相談支援検討会を立ち上げ、相談支援専門員を主体にケアマネジメント力の向上について検討しています。

5ページに行きます。現在、自立支援協議会で検討している基幹相談支援センター設置後の相談支援体制のイメージになります。基幹相談支援センターの役割として、地域の相談支援体制の強化、地域ネットワークの構築、自立支援協議会・各検討会の事務局を重点

的に取り組んでいくよう考えています。

次のページに行きます。次期計画に向けた課題については、相談支援に関わる従事者の人材育成や、困難ケースの支援、地域のネットワークの強化に取り組んでいき、相談支援体制の中核機関となる基幹相談支援センターを設置します。

次のページに行きます。重点施策の2-2、生活支援サービスの充実については、グループホームや放課後等デイサービスなど量が充足してきた事業もあるものの、まだまだ量が不足している事業が多いのが現状です。障害の特性や一人一人のニーズに応じた支援体制について自立支援協議会の場を活用して、行政だけで完結せず、今後も協議を続けていきます。

次のページに行きます。放課後等デイサービスの事業所については、平成24年4月に制度が創設されて以降、事業所の数が徐々に増加し、平成26年度末で事業所数16カ所、定員145人に対して実際に利用された実人数が261人でした。2年後の平成28年度末には事業所数が14カ所増の30カ所、定員も131人増の276人、実際に利用された実人数も106人増の367人でした。しかし、医療的ニーズの高い児童が支援を受けられる事業所は少なく、身近で支援を受けられる状況にはなっていないのが現状です。

次のページへ行きます。次期計画に向けた課題として、自立支援協議会の目的は地域における障害者などへの支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた支援体制の整備を行うことです。生活支援サービスを進めていくためには自立支援協議会や相談支援検討会を活性化させ、法に基づく障害福祉サービスのみならず、地域の社会資源を有効に活用しながら、あるいは、ニーズを解決する社会資源がない場合には新たに社会資源を開発しながら、支援のための提供体制を確保する必要があります。行政、サービス提供事業者が自己完結せず、総合的に関係機関と協働して支援する相談支援体制の構築が不可欠であるとともに、このような支援体制を地域で構築するために中核的な役割を果たす、自立支援協議会の運営が形骸化することなく発展していくように取り組みます。

次に、3 多様な雇用と就労の促進について、次のページ10ページから報告したいと思います。重点施策3-1の適性に応じた就労の支援については、サービス管理責任者と相談支援専門員とで定着支援の意見交換会や事例検討会を行いました。また、就労支援を担う人材として求められる専門性や支援力に関する人材像について検討し、サービス管理責任者や新人職員の資質向上に関する研修会の企画、開催をしました。ほかにも、就労経験のない方への就労継続支援B型事業所の利用における就労アセスメントの見直しを県や就業・生活支援センター、移行支援事業所と共に行いました。関係機関との連携については障害者相談センターと共同で就労事業所情報集の見直しを行いました。

次のページに行きます。現計画では就労事業所等への就労定着支援について取り組んでいますが、国から新たなサービスの創設として就労定着支援が個別給付化される予定になっています。対象者は、就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就

劣に伴う環境変化により生活面の課題が起きている者。支援内容としましては、就労定着支援事業所が職場や自宅への訪問や障害者の来所により、生活リズムや体調管理に関する課題に向けて必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施します。詳細については、今後示される予定になっています。

次のページに行きます。次期計画に向けた課題については、就労支援を担う人材育成に引き続き取り組んでいきます。また、就労定着支援の新設に伴い、一般就労に関わる関係機関との連携について検討していきます。

以上で障がい福祉課からの報告を終わります。

(事務局 子ども育成課 和田)

続きまして、子ども育成課の和田と申します。よろしく申し上げます。

重点施策4の療育・保育・教育における支援体制の充実について、まとめてご報告します。次のページをお願いします。まずは、4-1 地域連携体制の充実についてです。資料3の総括一覧の6ページから8ページまでをまとめています。ポイントは健診受診率の目標値90%を達成し、全国平均レベルにまで引き上げることができたこと、また、サポートファイルを改訂したということです。

本市の健診受診率はこれまで全国平均を下回っており、早期発見の機会である幼児健診の受診率向上が課題でしたが、未受診者への受診勧奨や日曜健診を行うことで28年度には目標値を達成することができています。

また、サポートファイルですが、進級時などに必要な情報を引き継いでいくためのツールとして活用を推進するために、使いやすいファイル形式に改訂を行いました。これらの取組により、所持率については徐々に増えてきている状況です。

下の図をごらんください。これは1歳6カ月健診における発達障害児の早期発見、早期支援体制を表しています。また、平成28年度の実績値も表示しています。健診後の支援の受皿としましては、下にありますように主には子ども発達支援センターがあります。大切なのは周囲が子供さんを理解し、適切な関わりができるようになることです。具体的な支援方法については保護者だけでなく幼稚園、保育園等とも共有を図りながら支援を行っています。

次のページをお願いいたします。以上の取組から次期計画に向けての課題を3つ挙げています。1つ目は保護者に寄り添った、きめ細かい支援を更に充実させていくこと。2つ目に保健と福祉、医療との連携。3つ目にサポートファイルの周知徹底としました。

下のページへお願いします。次は、4-2、保育・教育における集団生活のなかでの1人ひとりの発達に応じた支援の充実についてです。資料3の総括一覧の9ページから13ページをまとめて報告したいと思います。

このページは就学前の支援の取組のまとめです。1つ目に特別支援保育士の配置と研修会の実施です。対象の子供さんというのは平成24年度から28年度にかけて172人から247

人と75人増加しており、それに伴い特別支援保育士の数も136人から200人と64人増加しています。職員の資質向上を目指しての研修会も併せて実施をしております。下には子ども発達支援センターによる保育所等訪問の延べ人数です。相談を受けて子供さんの様子を見に行ったり、早期療育教室や発達検査で分かった子供さんの支援方法について共有をするなどしております。

次のページをお願いいたします。上のページですが、就学に向けた取組と就学後の取組について書いてあります。上の表ですが、就学相談と個別計画の作成状況をまとめて表にしてあります。就学相談とは、小学校への支援の引継ぎが必要な就学前の5歳児を対象に、園巡回を基本として教育研究所が実施しているものです。年々相談件数が増えてきています。個別の計画についても徐々に作成が進んでおり、特に中学校等においては55%～76.7%と増えてきている状況です。下の表は放課後デイや児童クラブについてです。児童クラブについては対象を高学年に拡大するなどの拡充を図った結果、加配児童数も増加傾向にあり、専門的な支援が求められてきています。

下のページをお願いします。下のページは、卒業後に向けた取組の状況です。特別支援学校の進路相談会への参加や卒業に向けた特別支援会議の開催、保護者向けサービス利用手続等の説明会の開催、就労移行支援事業所と特別支援学校を交えた情報交換会の開催など、卒業後の生活や進路について保護者や関係機関と共に検討を行っています。

次のページをお願いいたします。以上の取組から次期計画に向けた課題です。たくさんの課題はあるとは思いますが、この2年間の取組の中から見えてきた課題として5つ挙げています。1つ目は、特別支援担当配置基準についての検討。2つ目に、保育士のスキルアップや職員同士の連携。3つ目は、就学相談の在り方の検討。4つ目は、児童生徒に適応したきめ細かい支援の実施。5つ目に、相談支援や就労支援を担う人材の育成です。

以上で、重点施策4についての報告を終わります。ありがとうございました。

(鈴木会長)

どうもありがとうございました。

それでは、まずこの議題1ですね。現計画の追記事項として精神分野のこの報告を頂きました。あわせて現計画の取組状況ということで、現段階での重点施策の実績とそれから課題の抽出ということで発表を頂きました。まず、この時間はこの2点について皆さんから質問あるいは意見等を伺いたいと思います。それでは委員の皆様、この事についてご教示のほどをお願いします。いかがでしょうか。

そしたら、ちょっとすみません、私から1点質問です。飽くまでもちょっと数値の質問です。現計画の取組状況の横の資料1の4ページです。障害者相談センターの相談支援の延べ件数をここで示していただいているんですけども、これもし数値が分かれば実人数をちょっと教えていただきたいなというのが1つです。それともう1つは、それぞれの件数について、平成27年度から平成28年度、件数が伸びているものと減っているものとあ

りますよね。これそのカウントというか統計の取り方で、何か変更したこととかがあればちょっと教えていただきたいんですけども。いかがでしょうか。

(事務局 障がい福祉課 黒岩)

障がい福祉課の黒岩です。

横長ではなく、資料3の3ページ。この東西南北の障害者相談センターの細かい実績がここの3ページのところに少し入れさせていただいています。2-1のところの①の2つ目の丸、新たな相談支援体制の構築というところです。この4つの障害者相談センターがお受けした延べ件数は27年度が2万6,692件、ここに延べと実の件数を掲載しています。実人数でいいますと平成27年度が1,586人から平成28年度1,449人と減ってます。なぜ減っているかという分析については、先ほど言った31カ所の相談支援事業所が計画作成をすることによって4つの障害者相談センターの実人数は減っているというふうに考えております。また、相談件数の内訳につきましては、数え方は変更しておりませんので、実人数は減っているんですけども一人に関わる件数は増えていると。一人に対して平均20回以上、年間関わっていると考えております。以上です。

(鈴木会長)

ありがとうございます。はい、理解できました。

いかがでしょうか、何かご質問等ありましたら。

もしお構いなければ、是非、委員の皆様から少し自由に発言いただく時間も多くいただくことも考えておりますので、この点についてはいかがですかね。もし、特によろしければ次の議題に。

ごめんなさい、小嶋委員さんよろしく願います。

(小嶋委員)

公募委員の小嶋です。

就労定着のことについて気になったんですけど、ここに書かれてるように、もちろん生活リズムであるとかっていうところも就労定着に向けて大事だとは思いますが、私なんか結構、就労したはいいんですけど、その事業所でのなかなか日中過ごすことの難しさがあったりそういうのがあって、やっぱりここを見ていくと、資料1の12ページです。なかなか障害福祉センターでも相談させていただいたりしてたんですけども、なかなか私のような事例がないという話が実体験としてありました。多分、この中に、例えば場所での就労先については、段が一杯であるとか、エレベーターがないとか、そういう所には就労しないとは思いますが、そういう細かなところが支援いただきたいというのが実体験でありました。

以上です。

(鈴木会長)

少しご意見を頂戴したということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

はい、ほかいかがなものでしょうかね。

矢野川さんお願いします。

(矢野川委員)

すいません、高知大学附属特別支援学校、矢野川です。

初めての参加でどれぐらい、ざっくばらんにというか、話をしているのかちょっと分からないので、でも話をさせていただきます。すいません。冒頭で地域共生社会ということで資料を頂いて、共生社会、本当に理念としては、みんなの思考が進んでいくべきだと思います。その上で構築計画、こういったもので、理念と実際的な計画とそういったものに進んでいくべきことだと思います。ただ、いつもと言ったらあれなんですけど、こういった会のときに思うのが、やっぱり確かに我々支援者の知識で具体的にどう動くか、知識を持って、それで具体的な実行力といったものを、それをスキルを磨いていく必要がある。ただ、1歩そこから踏み出して、いわゆる2006年の障害者権利条約、2014年に我が国で批准されたところの「私たち抜きに私たちのことを決めないで」というスローガン、理念といますか、やっぱり就労するに当たっても定着を果たすに当たっても本人の意思決定であり、どこでつまづいてるのか、何が課題としてあるのかを、周囲で一生懸命探っているけれども、もう1歩やっぱり本人の声というものを一つ一つ拾い上げていく必要というのはこれまで以上にその必要があると思っています。それは本人がまた「これに困ってますか」「はい」「これに困ってませんか」「はい」と言って、それをそもそも回答自体が、答え自体が「イエス」「ノー」「はい」と言いました。あるいは「違う」と言いました。でも、それが当たってない場合もあるじゃないですか。やっぱりその子自身の守られた状況によって、「イエス」が言えなかったり「ノー」が言えなかったり。分かっているか、分かっているか、それが分からないみたいところで、そこを本当に深く、広くであるし深く掘り下げたその計画としての、ちょっとすいません、まとまらなくてあれですけど、そういったところもまた計画として、本人参加、本人支援、本人の声をどう反映させていくか。そこを計画として一つもっと高知市で盛り込むことができれば、更に深い障害者支援、いろいろ計画進むのではないかと思います。

(鈴木会長)

ありがとうございます。実は本計画についても、一つはヒアリング等は実施してきたということはありますし、もう一つは現場の声を拾い上げる一つの仕組みとして、自立支援協議会というものを市は設けておいて、そこでの意見等もくみ上げた上で計画を作っているという経緯が一つございます。ただ、なお、やはり次期計画のところ、正に共生

社会をどうこれから創造していくか、その基盤をどう作っていくかというときに、当事者の声、また当事者を支援していく方の声ということを十分に拾い上げていく。その声を十分に計画に反映させていくということは、ますますこれ重要になってくるということはまた間違いのないことだと思いますので、是非、今のご発言は、次期計画をこれから吟味していくこととなりますので、その中でまたお知恵を是非お借りしたいと、このように思っております。本当にそのとおりで思っております。そのことはこの協議会でも十分に議論をし、どう当事者の声を計画に盛り込んでいくかということは、真剣に議論するところだろうと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

じゃあ、高橋委員さん。

(高橋委員)

公募委員の高橋です。

すいません、ちょっと違うかもしれないですけども、現計画にもし追加できるとすればのことなんですけれども、私の勤務する精神科デイケアは昨年4月から1年以上利用している方については、週4回以上利用する場合は医師の医学的判断が必要になって、医師が認めないと利用できなくなっています。だんだんと居場所としてのデイケアの機能っていうのは無くなっていくのかなと思います。

就労能力のある人については、就労継続支援事業所につないだりしてるんですけども、就労能力が低く高齢の方に対してはデイケア以外に過ごせる場所ですかね、居場所っていうので、その支援ですごい悩んだりもします。地域での過ごし方については、地域活動支援センターだったりとか、地域の文化教室とかボランティア活動を紹介したり、また図書館の利用とか、体育館のプールとかジムとかの利用を進めたり提案してます。

また、身体機能が低下してきて、デイケアのレベルでなくなってきている65歳以上の人には通所介護とか、65歳以下の方には生活介護のほうに移行させてます。その際に、利用者さんの今後について話し合うときなんですけども、フォーマルなサービスだったり、インフォーマルなサービスについてすごく分かりやすいパンフレットがあればなといつも感じてます。医療の支援者の中には、使える社会資源についての知識がスタッフ間で大きな差があるので、障害者だけでなく支援者、また家族にも分かりやすいパンフレットか何かあればと感じています。10年前に比べると、本当にフォーマルなサービスだったりインフォーマルなサービスは多く増えているんですけど、それを知らなかったり内容が理解されてなくて活用されてないことが多々あると思います。2014年に障害保健福祉課が作ってくれた、これですかね「Happy」とかいう資料とかはすごく写真入りで紹介されてて、利用者さんの面接するときも写真で紹介されてるんでイメージしやすく大変役に立ってるので、そういったフォーマルなインフォーマルな資源のパンフレットづくりとかを現計画でもしてくれたらな、うれしいなと思います。

以上です。

(鈴木会長)

まず一つは、現計画はもう評価の時期に入っていますから、これは出来上がっている計画です。なので、これはまず評価の段階に入りますので、もし機能するとすれば次期計画の中で議論するということだと思います。現計画を動かすことはもう、これはできませんので、よろしいでしょうか。それがまず一つです。

それと、もう一つは我々も考えなきゃいけないのが、施策として何を盛り込むか、計画の中にどう盛り込むかということと、それと、もう一つはそれが市のマターなのか都道府県のマターなのかということも、こちらは整理をしながら、場合によっては県の施策推進協議会、あるいは県の自立支援協議会。そういったところと連動しながら、よりどこがそのことを担える実行性があるかということも考えながら、我々は議論を進めるということがもう一つ重要だと思います。もう一つは、場合によってはそれは、例えば職能団体であるとか業界団体ですとか、そういったところと協働しながら、あるいはそういったところの力を借りながらということも、我々は恐らく検討していかなくちゃいけないんだと思いますね。それは何でかっていうと、やはりその施策の中で進めるべきことか。と、現場の中で現場の支援者が協働しながら進めること。あるいは、もっと全県的に考えること。こういったことを少しさび分けしながら、やはりこの計画づくりの中で議論していく必要があるということをご考えております。なので、その辺りがまた、この中で少し議論を進めながら次期計画をどう作っていくかということが次の議題だと思いますので、今は飽くまで現計画の評価を我々がどう考えるか。今、事務局からご報告頂いた実績ということを我々がどう読み解くかということの質疑の時間を作って、その辺り皆さんちょっとお声を頂きたいと思います。

いかがでしょうか。

(曾根委員)

高知市社会福祉協議会の曾根です。

生活支援サービスの充実のところなんですけど、先ほど放課後デイサービス等につきましては増えてきたというお話がありましたが、その中で短期入所事業所を増やすというような方向で動きますというようなお話があったと思いますが、そして、資料3の4ページを見ると平成28年7月に新規の短期入所事業所が開設されたとありますが、これによって医療ニーズの重度の方がそこを利用できたとか、そんな実利用者数が出たとかっていうような情報がありましたら、教えていただきたいと思います。

(事務局 障がい福祉課 黒岩)

障がい福祉課、黒岩です。

短期入所事業所については、自立支援協議会の協議の中で重点的に整理が必要だろうという協議を経て、既存事業所のヒアリングとかいろいろさせていただいたところです。既存事業所につきましては、なかなか職員の確保が大変だとかいうお声が多くて、なかなか増やしていただく状況にないのかなというふうな状況を感じたところです。一方、去年の7月に1カ所開設したんですけども、ここは知的障害の方を対象とした定員2の事業所でしたので、その1カ所開設をもって、ぐんと伸びたわけではないということです。

あともう一個、医療ケアの必要な方の短期入所が必要と考えているんですけども、これについてはなかなか高知市だけの力では手が届いてない現状がありますので、例えば医療機関様とかいろんな方に協議の場においていただいて整理するしかないのかなというふうに感じておるところです。以上です。

(曾根委員)

分かりました、ありがとうございました。

(鈴木会長)

ほかいかがでしょうか。

それでは、竹島さんお願いいたします。

(竹島委員)

高知県難病連の竹島です、よろしく申し上げます。

資料の3、14ページの保健・医療のところ、相談件数がたくさんあって、難病患者さん結構窓口においでしてるなということが分かりました。それで、次期計画に向けた課題というところで、個別支援についても更に充実が必要であるということが書かれてますが、難病相談支援センターは訪問はしてないので、家に来てほしい、家に来て話を聞いてほしいという患者さんも結構おいでるがです。訪問はしてないので、郡部だったら保健所へつないだりとか、高知市の保健所へ、必要な人はそういう連携をしていますが、全く相談というか傾聴してほしい、傾聴ボランティアを考えております。30年度を見ると、できたらいいなどは県には要望してるんですけども、なかなかいろんなところで難しいことがあります。高知市のほうでは傾聴ボランティア、相談員じゃなくて傾聴ボランティアというようなことなどは考えていますでしょうか。それと、個別支援ということがそういうことでなくて、どういうことなのかと教えていただきたいのですが。

(鈴木会長)

いかがですか。

(事務局 健康増進課 精神・難病担当係長 小原)

健康増進課の小原です。

高知市のほうでは、傾聴ボランティアについては今のところは検討はしたことはないです。

それから、15 ページに載せてある個別支援についてですけれども、今は神経難病の方を中心に保健師を中心に個別支援の対応をしておりますけれども、他の専門職も含めて、より支援を充実をしていきたいというようなことで書かせていただいております。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

すいません、先ほど私、高橋委員さんの回答のところ、そうなんですよね、計画には盛り込めないといっておきながら、今回、計画に新しく盛り込んでいるんですよね。だから、そういう質問だったんだと、私も今、そうか、これってそういうことだったんだと思って失礼しました。今回はこれ、とてもイレギュラーなことです。これは、見ていただくと分かるんですが、市が要は新しいこの事業をやるに当たって、これが今まで計画に入っていなかったから、このことを実施するために今回、計画に入れ込むという、どちらかというとかなりイレギュラーなことだというご理解をいただきたいと思います。これはもう既に協議会の中で議論し、作り上げたものだと。本来はこれ、変な話なんですよね。そうなんですよね。これはあり得ない話を今回どうしてもこの事業を実施せざるを得ない状況があり、その中で折り込みざるを得ない状況の中で今回提案があったということだと。すいません、そうですよね、これは提案されて、なぜこの提案を読めないのかと、そのとおりだと思いますね。私も、そうか、そうだ、これがあったなと思い、大変失礼をいたしました。ただ是非、次期計画のところ、また、ご議論するというところで大変失礼いたしました。私もこれを見ながら、盛り込んでるじゃないかということ、をですね。

実は、確認についての時間なんですけれども、あと5分ほどですが、いかがでしょうか。松本委員さんお願いします。

(松本委員)

支援センターシャインの松本です。

今、年に何回かナカポツの展覧会でいろんな関係機関の方に出席をいただいて会やっておりますけれども、今、一番多く参加されるのは普通高校の先生が非常に多く来られて分科会を2つ分けないといけないぐらいに来られています。それは何かいうたら、いかに発達障害とか認定、分かる結果の場合は、普通校で行っていただくんですけれども、物すごく軽度の発達障害らしき傾向のある方の場合、非常に親御さんはまたその否認を。その場合は個性という形で決して障害の特性があるというのをなかなか認めないという学校の先生の意見があるんですけれども、だからそれを認める認めないずっと言っていると、常に待機のまま。だからもっと普通の人と変わらない軽度の障害者の人は障害の有る・無しにか

かわらず、高校1年生になっけんらたときに、この3年間をどういうふうな目的で、どういうふうな過ごし方をするのかというような目標を定めて、それで、勉強に励み、運動に励み、信頼の確保に励み、その中で困り感が出てきたときに親御さんがすかさず「この部分はクリアしたけども、この部分はかなり感謝があってこのように努力されてます」という、そういうふうな交流をすればはるかに信頼関係が生まれるんじゃないかな。それを中学のときから「じゃあ、あなたはちょっと病院で診てもらったほうがいいですよ」とか、あるいは「専門機関で相談に行かれたら」とか、ドクターは「もう少し様子を見ましょう」と言うた。園児のときに。その微妙なときに親は認めたくないし、そういった思いも打ち消したいわけなんですけれども、だからそれを何の科の資格もない、ドクターでもない人が「専門の所に行かれたら」とかそういうふうなのを言われると、親も逆に言うと信頼関係というか行かれんようになる。ますますだからそれに伝わって、だからいかに特性が出て、その障害の特性が出てくる場合のときは、自分たちのほうで相談ができるだろうけれども、非常に軽い軽度のそういった障害の特性のある方に関しては、余りその時点では障害の有無のことを言わないほうがいいんじゃないかなというふうには私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

(鈴木会長)

ありがとうございます。正に、この次期計画に出ている共生社会をどう考えるかというときの非常にミクロな課題だと思うんですよね。やっぱり生きづらさを抱えてる人だとか、正に環境との関わりの中で困難さを抱えている。でもグレーっていう人をどう地域の中で支えていくか。また、その親御さんをどう支援していくかっていうところをどこがどう担っていくのか。また、そのことの支援モデルみたいなものをどう作っていくかっていうところは非常に難しい問題ではないかと思います。ただ、多分そういう問題が発展していったときに松本委員さんの所に相談にやってくる。そこでまた現場の所で迷われるという現実が恐らくあるんだろうというふうに察しますけれども、その辺りなんですけど、ちょっと次期計画の組立ての中でも、是非、ご意見を頂戴したいところかなと思います。ありがとうございます。

(竹岡委員)

そしたら、そのことをちょっと。

(鈴木会長)

そのことはちょっと。この時間は飽くまでこの実績と、この議案1についての質疑ですので、それに関連してるものであれば受けます。

(竹岡委員)

じゃあいいです。

(鈴木会長)

いいですかね。

(竹岡委員)

ごめんなさい。

(鈴木会長)

それ以外のことはすみません。この後に時間をちゃんと設けますので、そこでご意見を頂戴したいと思います。

それでは、副会長、よろしくお願いします。

(中屋副会長)

連合会の中屋です。

受給者数のことで資料3と資料1の数字が若干違うのでどっちの数字がどうなのかなと思うがですけども、それよりは、感じたところでサービスを使われる受給者の方がいらっしゃるんですよね。サービスそのものが本当に行き届いているのかどうかというのをここで何も分からないんですよ。いわゆる利用者が増えた減ったは分かるんですが、こう言って、皆さんはそのサービスがしっかり受けられているのかどうかというのは今日の評価の中にはないんですよね。

例えば、実行確定日の数が倍に増えた。でも、取り残された人が全くいないのかどうかというのは、この資料の中では分からないんですね。居宅の関係もそうですけど、自分の望むサービスがしっかり受けられているのかどうかというのは分からないのでちょっと聞いたかったなというのと、それを感じて見ていったら、資料3の3ページと、このファイル見た資料1の3ページの数字が若干違うんですよ。いわゆるサービス利用者になってるからかもしれないんですけども、児童のほうは数字が全く合ってるんですが、成人のほうっていうか、総合支援法分の受給者数っていうのが300人ぐらい違うのでこれがどうなのかなってちょっと思ったんですけど。

(鈴木会長)

いかがでしょうか。その辺りは。

(中屋副会長)

ここの数字と受給者数が合わない。

(鈴木会長)

これと、あとここですね。このずれですね。作成済みの人と。

(事務局 健康福祉部長 村岡)

時間の関係で私のほうからお答えしますが、受給の対象の方が2,799名いて、サービス利用計画プラン作成が、現在、総合支援法の受給者の方については85%ということになっておりますので、85%の数字が2,365名という形で、対象者は2,799というふうにご理解をいただければと思います。少しちょっと資料的に分かりづらくなっていますが、児童については699名が100%のプランの作成率ということで数字が出てるという状況です。

(鈴木会長)

今の説明で皆さん、よろしかったですか。

サービス受給、受ける人が2,799名だけれども、サービス等利用計画が作成されてる人が2,365名ということで作成率が84.5%ということで、この数字が正解という解説でございました。ありがとうございます。ということですね。ただ、その数字で見ると、セルフプランは何%ということでいくと、やはり残り15%の方の課題ということがまだ少し残っているところですよ。

(中屋副会長)

この年度末には。

(鈴木会長)

この末にはそれが100%になるということですか。

(事務局 健康福祉部長 村岡)

そういうことです。

(鈴木会長)

分かりました。

すみません、ちょっと時間が押しております、一旦ここでこの議題も終わりたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(山本委員)

追記事項。

(鈴木会長)

追記事項で。

(山本委員)

結論は。

(鈴木会長)

追記事項はすみません。山本委員さん、ごめんなさい。

(山本委員)

これ結論。

(鈴木会長)

そうですね。追記事項認めるかどうかということですかね。

(山本委員)

構いませんでしょうか。

(鈴木会長)

はい。

(山本委員)

昭和会の山本です。

追記事項について、会の冒頭で話が始まっちゃったんで整理ができずにおったんで、自分の整理も含めて述べさせていただきます。

まず、6ページの現状と課題、それから、今後の方向性というものを受けて7ページの括弧書きの事業を立ち上げるか否かという理解でよろしいでしょうか。

(鈴木会長)

という理解でよろしいでしょうか。はい。そういう。

(山本委員)

29年の計画の途中ではあるけれども、これをその必要に応じて盛り込みたいという理解でよろしいでしょうか。

(鈴木会長)

ただし、先ほども言いましたけれども、これかなりイレギュラーなことですよね。

(事務局 健康福祉部長 村岡)

少し補足をいたしますと、ここに6ページの中で出ている現状と課題、今後の方向性については、現計画の内容でございます。追加をするのは事業等の一番下のアンダーラインのところということで、今回、国のほうが精神障害者の方の地域移行の推進をしていくような国全体の施策として取組を強化していくという流れがございますけれど、その中で地域移行がなかなか進んでいないということがありまして、各自治体での地域移行を促進をしていくということで事業で免除が受けられます。その際に国のほうからは、補助を受ける際に障害者計画の中にきちんと位置付けることという条件がございますので、今回、委員長のほうからもイレギュラーというお話がありましたけれど、位置付けてないとこのメニューも該当にもならないということがございましたので、今回事業として位置付けをして、計画数値のページ121のところ新たな国の事業として1カ所の事業所を開設をしていくということで、計画数値も徐々に追加をするというものでございますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

(鈴木会長)

ということで、これただ、取扱いとして大丈夫なんですか。出来上がった計画に更に追加するという、でもそれは、施策推進協がそこで一つこれでいいんじゃないかという意見があればそこに盛り込むってということについての事務的な問題、正に計画事務の限界っていうのは特にないんでしょうか。

(事務局 健康福祉部長 村岡)

条例の中で、協議会において計画策定に関することというのが第1番目の項目として位置付けられていますので、協議会の中でご議論いただいてご承認いただければ、手続的には問題ないというふうに考えております。

(鈴木会長)

ありがとうございます。手続的にはまず問題ないということの確認がとれたということと、今回この追加の提案がなされているのは、実際にこの事業を実施するための補助金を受ける条件として計画に盛り込まれている必要があると。このことから、特に精神障害者の地域移行については、高知県は非常に遅れているということが国からも指摘をされている現状もありますので、それは全県的な問題ですけど。そういうこともあり、今回このようなご提案をいただいていると、こういうことでよろしいでしょうか。

では、まず、このことを施策推進協として認めるかどうか。つまり、新たに精神障害者地域移行促進事業について、この計画に新規で盛り込むということについてはいかがでしょう。ご異議がなければ承認といたしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

それでは、この1件承認ということでよろしく申し上げます。

では、すみません、ちょっと時間が押していますが、今年度の実は施策推進協のメインのところですね。第5期計画のところです。まず、議題2という、ごめんなさい。今日はちょっともう時間が余りないので休憩は挟まずに行きますので、どうぞ、もしお手洗い等に行かれる方は適宜ご退席いただければとそのように思います。

それでは、議題2について第5期障害福祉計画に係る基本指針について、それから次期計画の方向性ということで、事務局より説明をお願いします。

(事務局 障がい福祉課 生活支援係 大中)

障がい福祉課の大中と申します。よろしくお願いいいたします。座って説明をさせていただきます。

資料2のほうになります。第5期障害福祉計画に係る基本指針についての資料になりますが、よろしいでしょうか。早速2ページ目のほうをお開きいただきたいと思います。この障害福祉計画についてですけれども、この障害福祉計画は障害者総合支援法に基づく計画でして、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制を整備し、その円滑な実施を確保するための計画という位置付けになっております。この計画につきましては、国が示す基本指針に則して策定をすることとされております。計画の期間につきましては3年間、ちなみに第1期計画については平成18年度から平成20年度という形になっております。高知市におきましては、平成21年度からの第2期から障害者計画等、具体的に作成をいたしております。その障害者計画、そちらの米印のところに書いておりますが、障害者計画につきましては障害者基本法に位置付けられたものでして、福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関する基本的な考え方、それから方向性を定めるといった計画になっております。

3ページ目のほうをお願いします。これ以降は、今回の第5期障害福祉計画の概要といったものになります。国の新たな指針の概要にもなってくるんですが、まず大きなポイントといたしましては、今回から障害児福祉計画の作成ということも義務付けられたということです。その根拠といたしましては、平成30年から施行される改正児童福祉法というところになってまいります。資料でいうと、第33条の20、その下に6というところがありますが、市町村障害児福祉計画は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉計画と一体のものとして作成ができるようにということになっておりますので、本市といたしましては障害者計画、それから障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に作成をするといったことを考えております。なので、福祉計画の部分につきましては第5期の障害福祉計画と第1期の障害児福祉計画が合わさった形になるということでございます。

次、4ページ目のほうをお開きください。この国の示す指針の今回の第5期の福祉計画の策定ということで、指針の見直しがなされたところですが、大きな見直しのポイ

ントとして6つ挙げられております。

具体的な内容につきましては、次のページをごらんいただきたいと思います。まず、①についてですが、地域における生活の維持及び継続の推進、これにつきましては、地域における生活の維持及び継続の推進を図るため、地域生活支援拠点等の整備を一層進めること、また基幹相談支援センターの設置を促進するようといったところです。②の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築につきましては、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すといったところです。ちょっと時間の関係がございますので、またその各見直しのポイントをごっちゃになりますけれども、それぞれについてはまたちよっどご確認をいただけたらと思います。

次のページをお願いいたします。先ほど申し上げました指針の改定のポイントを踏まえまして、基本理念につきましても従来3つの基本理念が掲げられておりましたけれども、④の地域社会の共生社会の実現に向けた取組、それから⑤の障害児の健やかな育成のための発達支援という、また新たな2つ基本理念が加えられた形となっております。

次に、7ページのほうをお願いいたします。障害福祉計画に記載すべき成果目標についてでございます。全部で5項目となっております。これは第4期の成果目標を引き継ぐものもあれば、中身の見直しがなされたもの、また新たに設定された項目がございます。②につきましては、これは項目の見直しが行われまして、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築といった形となりまして、具体的な目標の中身としては協議の場を設置していくということになっております。③の一般就労への移行につきましては、平成30年度から就労定着支援という新たなサービスが創設されることを踏まえまして、就労定着に関する目標を設定することとされております。次、⑤につきましては、これは新たに設けられた目標になっておりまして、これが障害児福祉計画に関する成果目標といったことになってまいります。具体的にはそちらに書いてあります4点の目標を設定することとされております。

次のページをお願いいたします。障害福祉計画に盛り込むべき内容として、先の成果目標に加えて見込量というものがああります。これは第4期と変わらず、障害者総合支援法、それから児童福祉法の各サービスについて、向こう3年間の見込量を設定することとなっております。

最後、福祉計画の策定に向けた簡単なスケジュールになりますけれども、前回に高知市としてアンケート調査を行うというお話をいたしました。これにつきましては既に実施をいたしまして、18歳以上を対象にしたものと、18歳未満を対象にしたもの、2つのアンケート調査を実施したものです。今現在、既に回答期限が来ておりまして、集計作業ということに入っているところです。このアンケート調査に加えまして、意見交換会というものも併せて実施をいたしています。意見交換会につきましては障害児関連、それから精神障害関連に関連するといったものを実施しておりまして、先ほど矢野川委員さんのほうか

らお話がありましたけれども、できるだけ当事者の声というものを拾い上げていくように努めてまいりたいと考えております。あと、福祉計画を策定するに当たって、高知県のほうも施設利用者でありますとか、難病患者、特別支援学校、障害児通所利用者といった方を対象にアンケート調査というものを実施する予定でありますので、こういった市、県の調査、それから意見交換会といったことを踏まえまして計画を作っていきたいというふうに考えております。予定といたしましては、大体9月から11月にまず、県への報告、それからヒアリングを受けまして、12月の推進協議会のほうで素案の報告ができるのではないかとこのように考えております。

私のほうからは以上です。

(事務局 健康福祉総務課 朝比奈)

それでは引き続きまして、健康福祉総務課の朝比奈と申します。座って失礼いたします。協議会資料のほうに戻りまして、協議会資料10ページを開いていただけますでしょうか。それでは、10ページのところから次期計画の方向性について、私のほうから報告をさせていただきます。

右ページ、11ページを見ていただきますと、ここに次期計画の施策体系の案を記載しております。現計画書の20ページの内容を次期計画の方向性に合わせて修正したものとなっております。まず、基本理念についてなんですが、左のほうに書かれております基本理念につきましては、現計画を踏襲しまして同様のものとなっております。障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくりという基本理念につきましては、平成16年度から市民の皆様と一緒に作り上げた理念をそのまま続けて踏襲していきたいと思っております。また、現計画策定時に部長の説明のところでもありましたが、基本理念の柱の一つに、全ての人々が共生できる地域社会の実現という柱を盛り込みまして、ライフステージに沿った夢や希望の実現の柱とともに、次期計画にもこの部分についても引き継いでいきたいと思っております。施策区分の施策に変更点がありますので、詳細説明をさせていただきます。

次のページを、12ページをお開きください。こちらの12ページの上に先ほど大中係長より説明がありました基本指針について、もう一度再掲させていただいております。この部分につきましては、国の基本指針を受けまして部分的な変更を行っておりますので、右側の13ページ、A3の資料になっているものが現計画の施策体系と次期計画の施策体系を比較したものとなっております。こちらの資料を基に今から説明をさせていただきたいと思っております。

まず変更点①ですね。13ページの左側、現計画の施策体系で①とありますが、その中で施策区分1、保健・医療の充実のところの施策1-2のところ丸がかかっています①のところになります。保健・医療・福祉の連携というところの部分について、右の次期計画と比較していただきたいんですが、まず、1項目め、難病患者への相談支援体制の強化に

つきましては、「強化」の部分を「充実」という言葉に次期計画では変更させてもらっております。高知市におきましては、平成 27 年 6 月から難病相談支援員を配置しており、相談支援体制をこの配置をもって強化することができております。また、県が平成 27 年 5 月から設置しました難病相談支援センターとの連携も現在もありまして、今後、相談窓口の周知及び個別支援の充実が次期計画の課題として挙げておりますので、文言も変更しまして、「強化」ではなく「充実」に変えさせていただきたいと思っております。

次に同じく、施策区分 1 の施策 1-2 の 2 項目めになります。2 項目めと 6 項目めにつきまして、13 ページ右側の次期計画の施策体系のところ、施策区分 6 というのが文言が加わって新たにできてる部分があるんですが、そちらの施策区分 6 の共生のまちづくりのほうに現計画の施策区分 1 の 2 項目め、6 項目めにつきましては移行させていく予定になっております。この部分は後ほど細かく説明させていただきます。

続きまして、施策区分 2 の生活支援の充実の部分になります。こちらの生活支援の充実の部分、②というふうに書かせてもらっておりますが、相談・ケアマネジメント体制の充実という現計画の文言が次期計画のほうでは、「新たな相談支援体制の構築」という文言に変わっております。この変更につきましては、基本指針の見直しの主なポイント①に対応しておりまして、地域における生活の維持及び継続の推進を図るため、地域生活支援拠点等の整備を一層進めること、基幹相談支援センターの設置促進すること等を受けまして、高知市として新たな相談支援体制の構築を目指し変更した内容となっております。

次に、変更点③になります。現計画におきましては、3 番の多様な雇用と就労の促進の中の 3-1「適性に応じた就労の支援」の部分があるんですけども、こちらの部分、次期計画の中では「適性に応じた就労と職場定着への支援」というふうに変更しております。この部分につきましては、見直しの主なポイントの③就労定着に向けた支援に対応して文言は変更しております。

続きまして、変更点 4 点目です。4 番目、療育・保育・教育における支援体制の充実の部分につきまして、4-1「地域連携体制の充実」という文言がありますが、この部分につきましては先ほどご報告がありましたように、現計画までの取組で一定の成果が見えてきましたので、「重点施策」から「その他施策」へと変更し、取組は継続して実施していくということで、重点施策ではなくなるというところの変更点の部分があります。

続きまして、5 点目になります。こちらの部分が大きな変更の部分になってくるんですが、現計画では施策区分 6、障害の正しい理解と偏見・差別の解消ということで記載させてもらっていますが、こちらの部分の文言ですが、次期計画のほうでは、「共生のまちづくり～互いに理解しあって大切に思えるまちをめざすために～」ということで、そういった内容の文言に変えたところになっております。この部分につきましては、国の基本指針の見直しのポイント⑤地域共生社会の実現に向けた取組に対応して表現を変えさせてもらっております。

次に、変更点 6 なんですが、現計画のところ⑥という番号はありませんで、次期計画

の施策体系のほうの⑥のところをごらんください。こちらの部分ですが、次期計画の施策体系の施策区分になりますと6番の6-2ですね、「精神障害のある人の回復過程（リカバリー）への支援」というものが新しくこちらの部分に入ってきております。この部分につきましては、基本指針の見直しの主なポイント②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築というものに対応しまして、新たにこちらの部分追加させてもらっております。先ほどの障がい福祉課の大中係長の説明の中で、地域包括ケアシステムの構築の部分が出ておりましたが、具体的な成果目標としまして、平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置するというものがありました。本市では現計画に保健・医療・福祉の連携を既に盛り込んでおまして、既に関係者による精神障害者地域移行支援者会議というのを開催してきております。それで、こういった場もありまして、一定の協議の場はできております。あわせて、精神科からの退院に向けた支援体制づくりというのを現計画の1-2で書いてきた部分ですが、議題1でご報告させていただいたとおりで進んでいってる部分もありますので、こういった取組を踏まえまして、本市としましては今後ますます精神障害のある方を含めた、誰もがその人らしく地域で当たり前に暮らしていける高知市を目指していきたいと考え、その思いを言葉にしたのが今回お示した、「精神障害のある人の回復過程（リカバリー）への支援」という表現に変わっている部分になります。国の成果指標には精神科病院に1年以上の長期入院している人の人数の減少等も盛り込まれておまして、数値目標を掲げることも取組を推進していくためにも非常に重要と考えておりますが、それは飽くまでも一人一人を大切にしたい取組の結果でなければならないと考えております。

少しここで、リカバリーという言葉がなかなか聞き慣れない言葉ではあるかと思っておりますので、本日、当日資料としまして縦長の当日資料を配らせていただいております。その中に言葉の説明等もあってもらってるんですけども、これが下のほうに書いてありますが、出典元が「精神障がい者ピアサポート専門員養成ためのテキストガイド」というものに掲載されてるものになりまして、アンソニーという方の定義によりますと、リカバリーとは「個人の姿勢、価値観、感情、目的、技量、役割などの変化の個人的な過程である。疾患によりもたらされた制限を備えていても、満足感のある、希望に満ちた、人の役に立つ人生を生きることである。精神疾患の大きな影響を乗り越えて成長し、人生に新しい意味や目的を見出すことでもある」とされておまして、テキストにはリカバリーは一人一人が唯一無二のものとしており、共生のまちづくりを掲げる本計画にその趣旨を取り入れたく、ここにあってリカバリーという表現を記載させてもらっております。

最後にはなりますが、次、変更点7番目になります。次期計画の施策体系の7つ目の変更点になりますが、この部分ですね、施策区分6の6-3のところになりますが、「成人の発達障害のある人への理解と支援促進」につきましては、基本指針の見直しの主なポイント⑥に対応しておまして、成人の発達障害のある方への支援体制自体は、発達障害者の就労支援センター等も整備されてきておりますが、今後も支援が進んでいくためには障害者

に関わる事業者の専門性の向上だけではなく、広く関係者や市民の理解が進んでいくことも重要であると考えて、この表現に変更させていただきまして、共生のまちづくりの施策の中に入れさせていただいております。

高知市のほうの次期計画の方向性はまだ案ですので、皆さんから是非今日ご意見を頂きながら、またそれぞれのご意見を反映させていきたいと思っておりますので、またご意見頂ければと思います。

報告のほうは以上になります。

(鈴木会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、ここからの時間は次期計画の基本指針について、これは国から示されているものであって、その国から示された基本指針をどう高知市の計画に盛り込んでいくかということですね。このことの今、提案がされたということ、話がされたということです。それと、次期計画の方向性ということで、施策体系の案が今回示されておりますが、時間が余りなく恐縮ですが、このことについて何か質問、意見等がありましたら受けたいと思います。いかがでしょうか。

ちょっと皆さん今お考えいただいている間にちょっと事務的な質問をさせていただきます。私のほうから。今後のスケジュールについてです。今後のスケジュールが資料の9ページにお示しいただいているんですが、次回の施策推進協が12月ということで提案をいただいておりますが、これで間違いないでしょうか。

(事務局 健康福祉総務課 朝比奈)

次回は8月、9月の予定でおりまして、基本的には現在行っているアンケート調査の結果を集計したものがその場で報告できる準備になっております。12月までには素案等の全ての出していく作業が始まりまして、最終的にはこの12月、1月の時点で障害者計画、障害福祉計画、障害児計画の素案が出そろったところで皆様に審議いただきまして、パブリックコメントのほうに入っていくのが1月頃を予定しているというところになりますので、次回の協議は8月の予定、それか、8月から少しずれまして9月頃の予定となっております。

(鈴木会長)

はい、ありがとうございます。

実は、第4期計画の作成をしていた平成26年度に関しては、10月に開催をしています。そのときには、アンケートの集計結果プラス具体的な取組ということで、障害者計画の概要が示されていたんですけれども、これは同じように示していただくということでよろしいでしょうか。

(事務局 健康福祉総務課 朝比奈)

はい。3年前につきましては意見交換会が時期がかなり遅れまして、9月開会というところでありましたので、10月にずれていたことがあります。それを受けまして、今年度は早く意見交換会等を始めておりますので、予定よりも3年前よりも早くその話に入れるように準備をさせていただいておりますので、素案等につきましてもアンケート調査と意見交換会の結果を含めまして、またそちらのほうで提示したいと思っております。

(鈴木会長)

ありがとうございます。是非、そのようなスケジュールでお願いしたいと思います。すみません。スケジュールの確認でした。

いかがでしょうか。はい、矢野川委員さんお願いします。

(矢野川委員)

すみません。ちょっと聞き逃したかもしれないんですけど、ちょっと率直に質問させていただきます。

現計画の施策体系と次期計画とを見比べると、6の区分の「障害の正しい理解と偏見・差別の解消」というところが、「共生のまちづくり」、施策区分のところでは7区分ある中で6の中というところで、現計画のところの偏見・差別の解消というのは、昨年度の4月に施行される差別解消法の、そこと合理的配慮ということがセットになって、障害者に対するその支援計画、権利保障というところ、そこが大きいものだと思います。これについては、自分としては本当にこのさらに差別解消を踏まえて乗り越えていきたい、それはもう就労支援になって、更に更に推し進めていくべき問題だと思っております。それはもう教育のところでも、それこそアクセシビリティ、交通の問題にしても何にしても。ここが仮項目には6-1としてはずっと含まれてはおるんですけども、施策区分としては共生のまちづくりと変わっているというところで、自分としては正直そのまま偏見・差別の解消としては、大きな項目として残してもらいたいかな。これはちょっと分からないですけど、国の施策もあろうかと思えます。ただそれで、お互いに理解し合っているというところも正直なところこれ難しい。本当に15人に1人の発達障害のということで、すごく最近NHKスペシャル等報道、大分されてますけど、言い換えてみれば15人に1人は発達障害があるんだけれども、14人は発達障害持ち合わせてないということ、そこを互いに理解するということってすごくハードルが高いことだと実は思います。それで、互いに共生社会という共生するという意味が、果たして平等とか同等とかということと結び付くのか、互いに理解し合うということ、それは僕らが教えている知的障害の子供であり自閉症の子供たちに健常者のことを理解しなさいということなのか。本当にちょっとここは外縁でちょっとそれを掘り下げていくと終わりが無いみたいですけど、ちょっと自分としては偏見・差

別というもの、これに対しては更に我々支援者側が考えていくべき問題。教育やってて特に進路段階のとき、本当に6歳、7歳でうちの学校に入ってくる子供たちは、中学生高校生になってその成長する姿を見るにつけ、本当に差別のないそういう世の中になってほしい。そういう社会、企業さん、法人そういったところで働いてほしい。そういう点願ところであって、はい。そういうことを思う次第です。

(鈴木会長)

はい、ありがとうございます。

この障害の正しい理解と偏見・差別の解消というこの現計画での施策区分を、やはり次期計画でも踏襲する、継続して、施策区分に盛り込むということも必要ではないかというご意見を頂戴したということですね。この辺りは、また引き続き議論を進めるところだと思います。貴重なご意見としてお聞きしたということです。

(中屋副会長)

1つ意見を。

(鈴木会長)

副会長。どうぞ。

(中屋副会長)

似たようなところなんですけど、連合会の中屋です。

正しい理解と偏見・差別の解消の欄が、共生のまちづくりっていう部分に変わって、サブタイトルが、お互いに理解しあって大切に思えるまちをめざすためにということになっているんですけど、余り行き過ぎてないかなと思うんですよ。みんな大切に思います。障害者理解って大切にみんなですべてくれたらすごくうれしいんですけど、解釈として世の中って一人一人が確かに大切に思っているんですけど、大切に順番があって、例えば家族だったり身内、あるいは地域の人たちっていうふうにだんだんになっていくと思うんですけど、僕は基本的には障害者理解って、本人がそうでない限り理解があり得ないと思っているので、障害者は認めてくれたらいいんだと思うんですよ。僕らの思いでは大切に思えるというところを認められるというふうに書いてくれたら、非常にすっきりするかなっていうふうに思いました。

(鈴木会長)

一つはその理解とするか、認めて、認められるとするかというところのまず、その文言のところだと思います。やはり、計画で使うその言葉の一つ一つってすごく大切だと思うんですね。それはやっぱり、その具体的な施策を考えていく上でも、その理念と施策と具

体的な取組、ここをつなげるときに、やっぱりその一つ一つの言葉がリンクされていないと、そこがずれていっちゃうということ確かにあると思いますので、ここで使われている言葉に関しての吟味ということは継続して、計画が出来上がったりしていく必要があるのかなとこういうふうに思うんです。例えば、関連して言うと、リカバリーという言葉が出てくるんですけども、果たして、このリカバリーっていう言葉をどこまで共有して、この事務局の中で、あるいは、我々がこの言葉を使っていくのかっていうことも関連すると思います。聞き慣れない言葉ですよ、リカバリーって、一般的には。ただし、障害者計画、障害福祉計画は、これ、県民のための計画です。ということ考えると、やはりその文言は広く分かりやすい言葉で表現していく、あるいは、障害を持つ人たちがどういう言葉で、そこを表現されることに価値を持つかということに配慮するというのも大切だろうと思いますので、その辺りは、引き続き施策推進協の中でもその文言をどうするかというところは議論していくところなのかなと思いますし、是非、事務局も素案等を作るときには、その辺りは少し所内で議論をする等をしていただければと思います。ちなみに、リカバリーという言葉を見ると、実はリカバリーはその対象者に向けての支援もあるし、ちょっと定義を見ていただきたいんですけども、アンソニーと、パトリシア・ディーガンという人が定義をしています。アンソニーは専門家ですね、リハビリの。パトリシア・ディーガンという人はこれ当事者です。実はこれ書かれていること微妙に違うんですよ。この2人の方がしている定義っていうのが実はちょっと違って、ここ当事者の立場からすれば、我々の生化学的な部分を変えるのではなくて、生活・人生を変えることだということですね。だとすれば、その生活環境にも働きかけるっていうことが、リカバリーの支援、リカバリーの推進には不可欠なわけです。つまり、リカバリー概念というのは、ご本人に対しての回復の支援であり、本人が回復できる環境に対する働き掛け、この双方向があつてのリカバリーなんですね。そのことっていうのもやはりちゃんと吸収することが重要なんです。そうすれば具体的な取組として盛り込まれていくっていうことが必要になると思いますので、言葉策になっちゃうと、またこれ意味がないわけですけども、ただ、文言の一つ一つということを吟味しながら具体的な取組を協議、検討していただくということは非常に重要だろうと思いますので、この点は是非お願いしたいと思います。はい。

すいません。ちょっと長くなりましたが、そのほかにいかがでしょうか。いかがでしょう。

それと、もう一つだけ次期計画について少し意見をさせてください。それは何かというと、先ほどの事務局からの説明の中で現計画を踏襲し、次期計画の素案を作成するという説明が、今回の体系が示されているという説明がありました。確かにそうなんだと思います。ただし、これはやはり、その全計画の連続性を考慮しながら発展させるっていうところは、是非確認をしておきたいんですね。それは踏襲の中にも発展という意味も含まれるのかもしれませんが、それは現計画の連続性に考慮しつつも、やはりそれは次期計

画としたらそれを発展させていくということ、一つ、その基本的な考え方として、この議論を進めていきたいと、こう思うのですがいかがでしょうか。

飽くまでも、やっぱり計画っていうのは確かに連続性なんで、それが国の基本指針も盛り込まれなければいけないということは当然あります。ただし、それはやはり共生、例えば、ここに新たにその共生のまちづくりという施策区分が入っていますね。かなり、現計画よりも踏み込んでいく案だと思いますね。だとすれば、この次期計画に関してはそれを発展させていくっていう方向性をちゃんと持っているんだということは、これは協議会としても事務局での協議の基本的なところとしても、是非、共有させていただきたいと思うんですけれども。

委員の皆さん、いかがでしょうか。この点については。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

では、そういうモチベーションでということ。お願いしたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。私はしゃべり過ぎなんで、しゃべりません。はい。

いかがでしょう。先ほど少し言いかけてたのがあると思うんですけれども。

別のことで。はい。別のことで。どうぞ。

(竹岡委員)

手をつなぐ育成会の竹岡います。お世話になります。

先ほど、松本委員さんから出た議題ですけど、その点について、やっぱり高校の先生とかだけじゃなくて教員のスキルを上げることによって、個性とか、そういうのもできると思うんです。実際に、うちの子供が知的障害の男の子なんですけど、やっぱり兄弟うちでも実際小さい時は理解ができなかったり、兄弟がおるから、「ちょっと変ね」って弟が小学生のときに担任の先生に実際に私、言われたことがあるんです。「療育センターに行きなさいよ」と。いきなりそういうふうな言い方やったんで、それって偏見やないですか。私言うたがです、その先生に。「困っちゃうがは先生でしょ」と。「うちの子が困ったら行きます」と。「子供が困ったって言わん限りは行きません」って言うたがですけど、正にそのことと同じやと思うがです。親はいきなり言われたら、みんな見たくないがですよね。さっきの松本先生がおっしゃったように、そこを上手に、どういうふうに持って行ってあげるかということ、やっぱり教師のスキル上げるしかないんじゃないかなと思います。そういうことがもう一つ、それからさっき共生のところですいぶん話が出たがですけど、こっちの障害者サイドではなくて、やっぱり子供って一番残酷ながですよね。連れて歩いてって周りの大人は、やっぱり大人対応はしてくれる方多いんです。大人げない方もたくさんいますけど、大人の方は意外と大人対応できるんですよね。子供ってすごく世界が狭いじゃないですか。そんなんですごく共存ってなかなか難しいがです。だから、構わなければ施策の中の一つで、健常の子供さんに対して、こども未来部とかありますよね。そこら辺のほうから障害のある人に対するパフォーマンスの劇とかそういうのをちょっと学校の中で

盛り込んでもらったら、共存がちょっとしやすくなるんじゃないかなと思います。随分そういうので力を入れてる県も九州とか、それとか大津とかはあるみたいですけど、滋賀の大津とか、それから島根、鳥取辺りはそういうことにすごく力を入れてるところもあるみたいで、そういうのを分かりやすくパフォーマンスしてくれる劇団の方もおいでということで、二、三回そういうのをちょっとよそで見てきたことがあるがです。そういうのをちょっと調べていただいて、今、道徳の時間ってあるんですかね。昔、あたしらの小っちゃい時分には道徳っていう時間があったがですけど、今、どうなのかちょっと分かりませんが、そういうふうな感じで織り込んでいただいたら、もうちょっと共存できるようになるんじゃないかなと思います。この前、うちの子供はうちの孫に警察に通報されました。そんなこともあります。お友達のバッグを触ってしまって、自分が欲しいって思ったものを勝手に手に取って「警察に言いや」って友達同士でわあわあ言われたらしくって、孫は自分のおじさんにもかかわらず、まあ悪いことしたら悪いことしたで、ある意味良かったがですけど、やっぱりなかなか身内でもなかなか理解が得られないのがやっぱり一番子供かなって思うんです。そんなんで、障害のある人の特性とか言葉のない人の特性とか、そういうのもちょっとパフォーマーでやってくれるのを予算の中に組み込んででもろうたらと思うがです。よろしくお願いします。

(鈴木会長)

ありがとうございます。

今、具体的な少し方策、施策についてのご提案を頂戴したということだと思いますので、是非、記録にとどめていただきたいと、このように思います。

そのほか、いかがでしょうか。この示されている施策体系について、あるいは具体的にこの施策体系についてこういう具体的な取組もということもあると思います。ただ、具体的な取組については恐らく次回の施策推進協の中でも少し案が示されるということでしたので、そこでの議論ということも具体的に深められるのかなと考えますけれども。

そのほか、大分時間が迫っているんですけれども。

川村委員さん、お願いします。

(川村委員)

川村です。

発達障害児者支援の立場で一言、発言させていただこうと思います。

新たな次期計画の施策の中に、施策区分については先ほど幾つか議論されていましたが、その中にやっぱり成人の発達障害のある人への理解と支援促進っていう施策としてきちんと明記されたっていうことはすごく良かったなあと思います。担当の方からのご説明ありましたけれども、具体的などういったことを目標、目的としてやっているのかっていうようなご説明もありましたので、それこそ次回の具体策っていう、具体的な提案の

ところを楽しみにしていきたいところですが、例えば先ほど、こういった言葉を使うのかっていうお話もありましたけれども、就労に関する職場定着であるとか、精神障害者の高齢化に伴う入退院後の支援とか、そういう国から割と具体的に「これですよ」というような提案があった事柄については取り組みやすいと思うんですけども、意外とまだまだ発達障害児者支援については、具体策が各都道府県、各市町村、それぞれの自治体で使える人材であったりとかニーズももちろん違うでしょうし、それから経済的な基盤であるとか、いろいろ違いがあるがゆえに、こういった施策を具体化するのかっていうところが一番難しいところかなと思いますので、是非、次回この理解と支援促進の中身について、是非、十分討議をしていきたいなというふうに思っています。

(鈴木会長)

ありがとうございます。非常に貴重なご意見を頂戴いたしました。

国の指針は飽くまで国の指針です。それよりも高知は高知のやはりニーズ等、あるいは地域の課題、あるいは支援課題、その中で発想していかなければいけないということは正にそのとおりだと思いますので。この辺りは是非、協議会の中でも、あるいは事務局の中でも、十分認識いただいて。飽くまで高知市の計画を作るわけですから、この辺りは我々もまた事務局も十分にそこを意識しながら、議論を進めていくということの激励を頂いたと、こういうふうなところです。ありがとうございます。

あと、皆さんいろいろと意見がおありかと思いますが、時間が実は超過しておりますので「どうしてもここでこれは今日は言うておかないと夜、寝られない」というご意見をお持ちであれば、是非、最後にお聞きしたいと思いますが、いかがでしょう。

よろしいでしょうか。

横田委員さん、そしたら。

(横田委員)

すみません、資料3は今日はしないということです。

(鈴木会長)

資料の3は総括表ですね。こちらのほうは、既に先ほど事務局の資料の中に、こちらですね、この資料1というところに概略版を示していただいているということでございますので、資料3についてはこちらのほうで、よりポイントを追って説明いただいたということでご理解いただければと思います。

(横田委員)

すみません、僕は資料3を読み込んできて、これで質問を構えてますからね。

(鈴木会長)

そうでしたか。

(横田委員)

結構です。

(鈴木会長)

よろしいですか。その中の質問等は、よろしいでしょうか。

申し訳ありません。

すみません。進行がうまくいかず少し時間を超過し、また皆様も十分にご意見が出せなかった状況があったかもしれませんが、本日の協議会についてはこれで終了とし、次回の協議会の中ではこの具体的な取組についての案が示されるということでございますので、そのことを踏まえてまた議論を深めていきたいと、このように考えております。

では、これをもちまして、第1回の高知市障害者計画等推進協議会を終了したいと思います。

皆様どうもありがとうございました。

それでは、司会のほうにお戻しいたします。

(司会)

委員の皆様、本日は活発なご協議をありがとうございました。

また、計画の今回、修正につきまして、ご承認を頂きましてありがとうございました。

この部長からの説明もありましたが、ちょっと補足ですが、私も冒頭でお話ししましたように協議会の所掌事務の中に、条例にない要項の中に、計画の見直しに関する事、これもご検討いただくことに含まれておりますので、ご承認は十分ご議論を頂いてやっていただくことは、協議会でご承認いただいたら見直しも可能ということでございますので、改めて申し添えておきます。

また、今年度の協議会につきましては、全部で5回開催を予定しております。先ほども申しましたが、次回が8月、若しくは9月上旬を予定しておりますので、できるだけ早めに日程を決めてご連絡を差し上げますので、よろしくお願ひします。またそのときには、アンケート調査や意見交換会の報告を含め、計画概要の審議を予定しておりますので、ちょっと時間を延長して30分程度延ばして会議をしたいと考えております。その前段、昨年ちょっと皆様に協議会の進行、運営についてアンケートを採らしていただきました。その中に「ちょっと日によっては延長はなかなか厳しいかも」とおっしゃる委員さんもおいでましたので、その場合はちょっと日程のご案内を差し上げたときに、事務局のほうまでご一報をください。その場合は、早い時間帯で意見を頂くとかいうふうな調整を会長と一緒にまたさせていただきますのでご連絡をよろしくお願ひします。

以上をもちまして、平成29年度第1回高知市障害者計画等推進協議会を閉会いたします。
委員の皆様、どうもありがとうございました。